

差別をなくしていく仕組み ～障害者差別解消法～

① 不当な差別的取り扱いの禁止
障害のある人に対して正当な理由もなく、障害を理由にサービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障害のある人だけに条件を付けることなどを禁止しています。

例えば、精神障害があることを理由にアパートの賃貸契約を断ったり、車椅子の方や、介助者が一緒にいない視覚障害者の飲食店への入店を拒んだりといったことは不当な差

「障害者差別解消法」と聞いてイメージするのは「障害のある人を差別してはいけない」という、誰もが幼い頃から学校や家庭で教えられていることではないでしょうか。

改めてこの法律を見てみると、そのイメージは少し違ってくるかもしれません。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されてから3年余りがたちました。

この法律には大きく2つの「差別をなくしていく仕組み」が書かれています。

障害者差別解消法とは

「障害者差別解消法」と聞いてイメージするのは「障害のある人を差別してはいけない」という、誰もが幼い頃から学校や家庭で教えられていることではないでしょうか。

改めてこの法律を見てみると、そのイメージは少し違ってくるかもしれません。

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されてから3年余りがたちました。

この法律には大きく2つの「差別をなくしていく仕組み」が書かれています。

「不当な差別的取り扱い」は、行政機関も事業者も「してはいけない」と定められています。また、「合理的配慮の提供」は、行政機関は「しなければならない」「義務で、事業者は「努力義務とされています。

行政機関や事業者はもろろんのことですが、住民みんながこの法律を理解し、障害のある人への差別をな

障害のある人もない人も共に生きやすい社会に

② 合理的配慮の提供
合理的配慮とは、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

負担が重過ぎるときでも、障害のある人とその理由を説明し、別のやり方を提案するなど、理解を得るよう努めることが必要です。

例えば、量販店で聴覚に障害のある方が手話での商品の説明を希望したときに、手話ができる店員がいれば理想的ですが、それができない場合に、日程を調整して手話通訳ができる人に同席してもらう対応が考えられます。

くしていく仕組みがうまく働くことで、障害のある人もない人も共に生きやすい社会の実現につながっていきます。

もし、障害があることで不当な差別的取り扱いを受けたり必要な配慮が受けられずに困った場合は、障がい福祉課へご相談ください。

障害者福祉センター文化祭

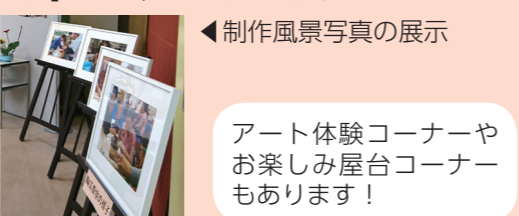
市障害者福祉センター（旭町2丁目）では、毎年秋に、障害者を対象とした文化教室の作品展を中心に、文化祭を開催しています。

センターで活動する自主サークルや障害福祉サービス事業所の方々も参加し、地域の小学校や保育園にも呼び掛け、来場者数は年々増加しています。



文化祭の開催は、地域住民が交流する場としてセンターを広く知っていただくことも大きな目的の一つです。

来場者からは「作品には制作風景の写真が添えてあり、作者の苦労や活動の様子がうかがえた」「子どもや孫を連れて参加できて楽しめた」などの声がありました。



◀制作風景写真の展示

アート体験コーナーやお楽しみ屋台コーナーもあります！



こうした取り組みにより、誰もが安心して共に生きる社会づくりをめざしています。

法務大臣表彰おめでとうございます！

高知市の上田興一郎さんが、長年の人権擁護委員活動での功績をたたえ表彰されました。

人権擁護委員は地域に密着しながら人権尊重思想を広め、住民の方々の人権が侵害されないよう配慮するなど人権擁護のためにさまざまな活動を行っています。



詳しくは人権同和・男女共同参画課 ☎823-9449へ

『高知市地域包括支援センター』 に変わります！

☎ 高齢者支援課 ☎823-4014

高齢者の尊厳保持や自立生活支援のため、令和元年～令和3年にかけて、より身近な場所にセンターを設置するなど生活相談の充実や地域活動活性化をめざします。

各地域高齢者支援センターの再編

現在、市では地域高齢者支援センターとして、東部・西部・南部・北部・春野の5センター、西部旭分室、17出張所を運営しています。

これらのセンターを、現在の「地域高齢者支援センター」から「地域包括支援センター」に名称を変更し、1カ所の基幹型地域包括支援センター（仮称）、14カ所の地域包括支援センターに再編します。また、再編する地域包括支援センターは、担当地域内での地域連携や活動実績があり、さまざまな社会資源構築に取り組める医療法人や社会福祉法人などに委託します。

令和2年2月からの変更点

●新設します

名称	運営主体	所在地	担当地区
高知市基幹型地域包括支援センター（仮称）	高知市（直営）	塩田町18-10保健福祉センター	市内全域

●再編します

【再編前】

東部地域高齢者支援センター（担当地区：布師田・大津・介良・五台山・高須・三里・南街・北街・下知）
北部地域高齢者支援センター（担当地区：小高坂・上街・高知街・江ノ口・一宮・秦・土佐山）

【再編後】

名称	運営主体	所在地	担当地区
布師田・一宮地域包括支援センター	（医）仁生会	一宮西町1-7-16山本ハイツ101号室	布師田・一宮
大津・介良地域包括支援センター	（医）厚愛会	大津乙869-5	大津・介良
三里地域包括支援センター	（福）海の里	仁井田1618-18	三里
下知・五台山・高須地域包括支援センター	（医）山口会	葛島1-9-50	下知・高須・五台山
南街・北街・江ノ口地域包括支援センター	高知市（直営）	塩田町18-10保健福祉センター	南街・北街・江ノ口
上街・高知街・小高坂地域包括支援センター	（医）仁生会	上町5-4-1ピュアリフレビル6階	上街・高知街・小高坂
秦地域包括支援センター	（医）防治会	愛宕山114-2	秦

●名称のみ変更します

【再編前】

北部地域高齢者支援センターとさやま出張所

【再編後】

高知市基幹型地域包括支援センターとさやま出張所（仮称）
※運営は高知市が行います。

地域包括支援センターの役割

対象地域にお住まいの高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、包括的な支援やサービスを行います。



主なサービス

①総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した支援を高齢者やその家族に行います。

②権利擁護・虐待防止支援

高齢者の人権や財産を守るために、権利擁護事業・成年後見制度の活用支援、虐待の防止や早期発見などを進めていきます。

③地域ケアマネジャーなどへの支援

医療・保健・福祉等の関係機関や地域とのネットワークをつくり、困難事例の支援等を行います。

④介護予防ケアマネジメント

介護の必要がある人などを対象に、自立できるよう状況の悪化を防ぐ支援をします。

なお、下記の各施設は、センターの再編を令和2年度中に行いますので、それまでは現在のまま運営を行い、再編体制が決定次第お知らせします。

- 南部地域高齢者支援センター
- 西部地域高齢者支援センター（分室・出張所を含む）
- 春野地域高齢者支援センター